

# 区域外接続の手続きフロー

所沢市上下水道局窓口サービス課  
 (所沢市宮本町2-21-4、上下水道局庁舎1F)  
 04-2921-1086

下水道処理区域外の場合、公共下水道(污水管)に接続する場合は必要な手続きがあり、予定建築物が「事前協議対象物件に該当する場合」と「それ以外の場合」がありますので、まず建築物がどちらに該当するか確認してからの打ち合わせ・協議をお願いします。

事前協議対象物件	下水道法第12条の2第1項に規定する特定事業場、及び下記の事業場及び集合住宅 ①病院(ベッド数が20床以上のもの) ②ガソリンスタンド、給油所等 ③料理品小売業及び給食センター ④飲食店(規模によっては対象外) ⑤百貨店、総合スーパー(従業者が常時50人以上のもの) ⑥運送業 ⑦自動車整備業 ⑧コルゲートマシンを設置するダンボール製造業 ⑨ディスパーザー排水処理システム等設置事業場及び集合住宅
----------	---

